

訓令甲第 2 1 号

警視庁職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程（昭和 4 6 年 1 1 月 1 0 日訓令甲第 2 7 号）の全部を次のように改正する。

平成 2 1 年 9 月 1 日

警視総監 米 村 敏 朗

### 警視庁職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程

#### （目的）

第 1 条 この規程は、職員及び職員の遺族に支給する公務上の災害及び通勤による災害（以下「公務災害等」という。）に伴う見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### （職員）

第 2 条 この規程で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 警視総監が任命する、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に該当する職員
- (2) 警察法（昭和 2 9 年法律第 1 6 2 号）第 5 6 条第 1 項に定める地方警務官のうち警視庁に勤務する者
- (3) 警視総監が委嘱し、又は採用する職員で、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年東京都条例第 1 1 4 号）第 2 条の規定に該当する職員
- (4) 警視総監が委嘱し、又は採用する者のうち、前号に掲げるもの以外の非常勤の職員

#### （見舞金の種類等）

第 3 条 職員の公務災害等に伴う見舞金の種類及び内容については、東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則（昭和 4 6 年東京都規則第 1 6 9 号。以下「都規則」という。）第 3 条から第 7 条まで及び第 9 条の規定の例による。

2 前項の都規則の適用に当たっては、同規則中「知事」とあるのは「警視総監」と読み替えるものとする。

#### （申請手続）

第 4 条 見舞金の支給を受けようとする者は、所属長を経由して警視総監に申請するものとする。

2 前項の場合において、都規則第 3 条第 4 号又は第 5 号に規定する障害見舞金を受けようとする職員が申請前に死亡した場合は、当該職員の遺族が申請することができる。

3 第 1 項の申請は、都規則第 3 条第 1 号に規定する休業見舞金については都規則別表(一)の付加給付日数の各区分の最初の日に該当した日から、都規則第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する死亡見舞金については職員の死亡が公務上の死亡又は通勤による死亡と認定されたことを知った日から、障害見舞金については公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による

負傷若しくは疾病に基づく障害の程度が決定されたことを知った日から、それぞれ2年以内にしなければならない。

(見舞金の支給決定等)

第5条 警視総監は、第4条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、支給に関する決定を行い、その結果を速やかに当該申請に係る職員又は遺族に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者から見舞金の請求を受けたときは、当該見舞金を支給するものとする。

(記録簿)

第6条 給与課長は、見舞金の支給に関する記録簿を備え付け、見舞金の実施に関し必要な事項を記録するものとする。

(事務処理)

第7条 この規程を実施するため必要な事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。